

はじめに



現在、緑を保全し自然と人間の共生する緑豊かな生活環境を整備していくことが求められています。

本市では昭和51年に、「桐生市の緑を育て自然を守る条例」の制定により、恵まれた自然環境を保全し、豊かな緑の確保を図るとともに、市街地における緑化の推進に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の創造と健康で文化的な市民生活の確保に取り組んでまいりました。また、平成12年には、市民共有の財産である桐生川の清流を守り、次代に引き継ぐため、「桐生川の清流を守る条例」を制定いたしました。

一方、群馬県においては、平成元年に緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画を作成し、これらに基づき、都市における緑のオープンスペースの総合的な整備や都市緑化を推進してきましたが、既に10年以上経過し、この間、緑を取り巻く状況の変化に見合った、新しい計画の作成が求められていました。

このような流れの中で、平成6年に、都市緑地保全法が改正され、本市でも緑に関する総合的な計画としての緑の基本計画を作成することとなりました。

この計画は、本市の緑化行政の基本方針となるものであり、平成11年度に基礎的な調査を実施し、平成12年度には、緑豊かな潤いのあるまちづくりを目指して、緑の保全、緑化の推進及び緑化の施策に関する基本計画を市民の皆様の参画をいただきながら作成してまいりました。

基本計画のテーマとして「ふるさとの川と緑を守り育むまち」を掲げ、緑の保全・緑地の創出・都市緑化の推進・緑を育てる仕組みづくりの四項目を基本施策とし、平成27年度を目標としています。

この計画を作成するに当たりアンケート調査にご協力いただきました皆様やお忙しいところ桐生市緑の基本計画策定検討委員会において、活発なご意見、ご提案をいただきました委員の皆様のご協力に対し心より感謝申し上げます。

最後になりますが、この緑の基本計画を指針とし、緑のまちづくりを推進してまいりますので皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成13年3月

桐生市長 大澤 善隆